

# 厚生関連資料

今月の資料

(法法律, 奈政省令, 告示, 通知, 事務連絡, 他その他)

- 通 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正 (保医発 0731-2) ..... p.65  
他 支払基金における審査の一般的な取扱い (医科) (7/31 支払基金) ..... p.65  
問通 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正 (DPC/PDPS) (7/15 告示 200, 保医発 0715-2) ..... p.67  
\* \* \*
- 他 主な施設基準の届出状況・主な選定療養に係る報告状況 (7/23 中医協) ..... p.69

\* 本欄で示す “p.00/p.00” は、原則 “診療点数早見表 (DPC 点数早見表) 2024 年度版／2025 年 4 月増補版” ページ数です。

通

## 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正

令和7年7月31日  
保医発0731第2号

【解説】8月1日から適用されます。

(p.506 左段 14 行目／p.512 右段 24 行目の  
次に挿入)

### →エムポックスウイルス核酸検出

エムポックスウイルス核酸検出は、エムポックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムポックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR 法により実施した場合に、本区分の「19」の SARS-CoV-2 核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。  
(令7保医発0731-2)

(p.711 右段 3 行目～p.712 左段 1 行目／  
p.729 左段下から 15 行目～右段下から  
17 行目, 下線部訂正・追加)

### →血球成分除去療法

(1) 血球成分除去療法（吸着式及び遠心分離式を含む）は、潰瘍性大腸炎、（中略）、膿瘍性乾癬、乾癬性関節炎、移植片対宿主病（GVHD）又は敗血症患者に対して

次のアからクまでのとおり実施した場合に算定できる。

オ （中略）既存の薬物療法が無効又は適用できない乾癬性関節炎患者に対しては、（後略）

カ・キ（略）

ク 敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的として行った場合であって、関連学会の定める適正使用指針に従つて使用した場合に限り、一連の治療につき3回を限度として算定できる。ただし、病態の改善により集学的治療が不要となった場合や集学的治療に反応しない場合は、中止する。

（令6保医発0305-4, 令7保医発0731-2）

(p.982 左段 5 行目／p.1000 左段 34 行目,  
下線部訂正・追加)

### →白血球吸着用材料の算定

イ 潰瘍性大腸炎、関節リウマチ、クローアン病、膿瘍性乾癬、乾癬性関節炎に対し

て使用した場合、1日につき1個を限度として算定する。

ウ 敗血症に対して使用した場合、1日につき3個、一連の治療につき5個を限度として算定する。

(p.982 左段 23～27 行目／p.1000 左段下から 19～15 行目, 下線部訂正・追加)  
→白血球吸着用材料の定義：次のいずれにも該当すること。

② 次のいずれかに該当。

オ （中略）既存の薬物療法が無効である又は適用できない中等症以上の乾癬性関節炎の臨床症状の改善を目的に、（後略）

カ（略）

キ 敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的に、体外循環した末梢血から顆粒球等を除去する吸着器（回路を含む）である。

他

## 支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）

令和7年7月31日  
社会保険診療報酬支払基金

### 【入院料等】

605. 心不全 (NYHA I 度及び NYHA II 度) に対する救急医療管理加算 1

心不全 (NYHA I 度及び NYHA II 度) に対する A205 「1」 救急医療管理加算 1 の算定は、原則として認められない。

606. 網膜剥離、眼内炎、眼外傷及び急性

網膜剥離に対する救急医療管理加算 1  
入院初日に次の傷病名に対して緊急手術が実施された場合における A205 「1」 救急医療管理加算 1 の算定は、原則として認められる。

（1）網膜剥離、（2）眼内炎、（3）眼外傷、  
(4) 急性網膜剥離発作

### 【検査】

607. IgA 腎症に対するアルブミン定量（尿）

IgA 腎症に対する D001 「9」 アルブミン定量（尿）の算定は、原則として認められない。

608. 顆粒球エラスターゼ定性等（子宮頸管粘液）と癌胎児性フィプロネクチン定性（頸管腔分泌液）（切迫早産）の併算定

切迫早産に対する D004 「7」 顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）又は「8」 顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）と D015 「23」 癌胎児性フィプロネクチン定性（頸管腔分泌液）の併算定は、原則として認められる。

609. 慢性腎不全に対する副甲状腺ホルモン (PTH)

慢性腎不全に対する D008 「29」 副甲状腺ホルモン (PTH) の算定は、原則として認められない。

610. 手術前検査〔梅毒血清反応 (STS) 定性等〕の算定間隔

次の手術前検査の算定間隔は、原則として3か月に1回とする。

(1) D012 「1」 梅毒血清反応 (STS) 定性、「4」 梅毒トレボネーマ抗体定性

(2) D013 「1」 HBs 抗原定性・半定量、「3」 HBs 抗原

(3) D013 「5」 HCV 抗体定性・定量

611. 入院時検査 (HBs 抗原定性・半定量)



**量等) の算定間隔**

次の入院時検査の算定間隔は、原則として3か月に1回とする。

(1) D013「1」HBs 抗原定性・半定量, 「3」HBs 抗原

(2) D013「5」HCV 抗体定性・定量

**612. B型慢性肝炎に対するHBc抗体半定量・定量**

B型慢性肝炎の経過観察に対するD013「6」HBc抗体半定量・定量の算定は、原則として認められない。

**613. 強皮症に対する抗RNAポリメラーゼⅢ抗体**

強皮症に対するD014「19」抗RNAポリメラーゼⅢ抗体の算定は、原則として認められる。

**614. 原発性胆汁性胆管炎(経過観察)に対する抗ミトコンドリア抗体定性及び半定量、抗ミトコンドリア抗体定量**

原発性胆汁性胆管炎の单なる経過観察のためのD014「21」抗ミトコンドリア抗体定性及び半定量、D014「22」抗ミトコンドリア抗体定量の算定は、原則として認められない。

**615. ANCA関連血管炎に対するPR3-ANCAとMPO-ANCAの併算定**

ANCA関連血管炎に対するD014「33」抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体(PR3-ANCA)とD014「32」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)の併算定は、原則として認められる。

**616. 血清補体価(CH<sub>50</sub>)等(悪性関節リウマチ等)**

① 次の傷病名に対するD015「4」血清補体価(CH<sub>50</sub>)、「8」C<sub>3</sub>又はC<sub>4</sub>の算定は、原則として認められる。

(1) 悪性関節リウマチ、(2) 関節リウマチ

② 悪性関節リウマチに対するD015「4」血清補体価(CH<sub>50</sub>)、「8」C<sub>3</sub>及びC<sub>4</sub>の併算定は、原則として認められる。

**617. 癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)(切迫早産診断時)の算定間隔**

妊娠満22週以上満33週未満の切迫早産の診断時におけるD015「23」癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)の算定は、原則として入院・外来にかかわらず週1回まで認められる。

**618. 超音波検査(断層撮影法)(下肢血管)(下肢動脈閉塞症等)**

次の傷病名に対するD215「2」口(2)超音波検査(断層撮影法)(下肢血管)の算定は、原則として認められる。

(1) 下肢動脈閉塞症、(2) 下肢静脈血栓症(疑い含む)、(3) 下肢静脈瘤(疑い含む)、(4) 深部静脈血栓症(DVT)(疑い含む)

**619. 超音波検査(断層撮影法)[その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)](甲状腺癌等)**

① 次の傷病名に対するD215「2」口(3)超音波検査(断層撮影法)[その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)]の算定は、原則として認められる。

(1) 甲状腺癌、(2) 甲状腺腫瘍疑い、(3) 甲状腺腫瘍、(4) 甲状腺腫(結節性)、(5) 甲状腺腫(単純性・びまん性)、(6) 甲状腺機能低下症・橋本病、(7) 慢性甲状腺炎、(8) 甲状腺機能亢進症・バセドウ病、(9) 急性化膿性甲状腺炎、(10) 亜急性甲状腺炎、(11) 続発性副甲状腺機能亢進症、(12) 頸動脈狭窄症、(13) 頸動脈硬化症、(14) 先天性股関節脱臼、(15) 肩腱板断裂、(16) アキレス腱断裂、(17) 滑膜炎、(18) 滑液包炎、(19) 単径ヘルニア、(20) 関節リウマチ、(21) ベーカーのう腫、(22) 軟部腫瘍、(23) 皮下腫瘍、(24) 頭部、頸部腫瘍、(25) 血腫、(26) 頸部腫瘍、(27) アテローム、(28) ガングリオン、(29) 肝門部膿瘍・肝門部皮下腫瘍、(30) 精巣腫瘍(疑い含む)、(31) 乳癌、(32) 乳房症、(33) 腋窩腫瘍、(34) 網膜剥離、(35) 眼内腫瘍、(36) 眼窩疾患、(37) 眼窩内異物、(38) 他の検査で眼底所見の確認ができない場合の白内障・前房出血・網膜剥離疑い・硝子体疾患

② 次の傷病名に対するD215「2」口(3)超音波検査(断層撮影法)[その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)]の算定は、原則として認められない。

(1) 高血圧症、(2) 高脂血症、(3) 糖尿病、(4) 手指ひょう疽、(5) 表在性皮膚感染症

**620. 超音波検査(断層撮影法)[その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)](透析シャント狭窄等)**

次の傷病名に対するD215「2」口(3)超音波検査(断層撮影法)[その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)]の算定は、手術の実施に関わらず原則として認められる。

(1) 透析シャント狭窄(疑い含む)、(2) 透析シャント閉塞(疑い含む)

**621. 肝硬度測定(アルコール性肝炎等)**

次の傷病名に対するD215-2肝硬度測定の算定は、原則として認められる。

(1) アルコール性肝炎、(2) 非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)、(3) B型慢性肝炎、(4) C型慢性肝炎

**622. 子宮頸管粘液採取と細胞診(婦人科材料等によるもの)(子宮腔部びらん等)**

次の傷病名に対するD418「1」子宮頸管粘液採取とN004細胞診「1」婦人科材料等によるものの算定は、原則として認められる。

(1) 子宮腔部びらん、(2) 子宮頸部異形成、(3) 子宮頸癌疑い

**623. 子宮腔部組織採取(子宮腔部癌疑い等)**

次の傷病名に対するD418「2」子宮腔部組織採取の算定は、原則として認められる。

(1) 子宮腔部癌疑い、(2) 子宮断端癌疑い

**624. 子宮内膜組織採取等(子宮内膜ボリープ等)**

① 子宮内膜ボリープに対するD418「3」子宮内膜組織採取の算定は、原則として認められる。

② 子宮体癌疑いに対するD418「3」子宮内膜組織採取とN000病理組織標本作製「1」組織切片によるものの算定は、原則として認められる。

③ 子宮体癌に対するD418「3」子宮内膜組織採取とN004細胞診「1」婦人科材料等によるものの算定は、原則として認められる。

④ 次の傷病名に対するD418「3」子宮内膜組織採取とN000病理組織標本作製「1」組織切片によるものの算定は、原則として認められない。

(1) 不妊症、(2) 更年期出血

**[画像診断]****625. ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影**

① 次の傷病名に対するE101-2ポジトロン断層撮影又はE101-3ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の算定は、原則として認められる。

(1) 多発性骨髄腫、(2) 原発不明癌、(3) 悪性腫瘍(早期胃癌を除く)の術後

② 悪性腫瘍の疑いに対するE101-2ポジトロン断層撮影又はE101-3ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の算定は、原則として認められない。

**[投薬]****626. メルカプトプリン水和物(顕微鏡的多発血管炎等)**



次の傷病名に対するメルカプトプリン水和物（ロイケリン散）の算定は、原則として認められない。

(1) 顕微鏡的多発血管炎, (2) 結節性多発動脈炎, (3) 多発血管炎性肉芽腫症, (4) 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症, (5) 大動脈炎症候群, (6) 全身性エリテマトーデス, (7) 多発性筋炎, (8) 皮膚筋炎, (9) 強皮症, (10) 混合性結合組織病

#### 627. ジビリダモール製剤（腎疾患等）

次の傷病名に対するジビリダモール製剤（ペルサンチン錠等）の算定は、原則として認められない。

(1) 腎疾患, (2) 糖尿病性腎症（第1・2・5期）, (3) 慢性腎不全, (4) 蛋白尿, (5) 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症, (6) 顕微鏡的多発血管炎, (7) クリオグロブリン腎症

#### 628. ジラゼブ塩酸塩水和物錠（腎疾患等）

次の傷病名に対するジラゼブ塩酸塩水和物錠（コメリアンコーウ錠等）の算定は、原則として認められない。

(1) 腎疾患, (2) 糖尿病性腎症（第1・2・4・5期）, (3) 慢性腎不全

#### 629. プロムヘキシン塩酸塩【吸入液】（COPD）

慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎・肺気腫）に対するプロムヘキシン塩酸塩【吸入液】（プロムヘキシン塩酸塩吸入液0.2%）の算定は、原則として認められる。

#### 630. 肝機能障害に対するウルソデオキシコール酸の投与量

肝機能障害に対するウルソデオキシコール酸（ウルソ錠等）の投与量は、原則として1日300mgまで認められる。

#### 631. 単なる慢性肝炎に対するウルソデオキシコール酸の投与量

単なる慢性肝炎に対するウルソデオキシコール酸（ウルソ錠等）の投与量は、原則として300mgまで認められる。

#### 632. 逆流性食道炎に対するプロトンポンプ・インヒビター（PPI）の屯服薬としての算定

逆流性食道炎に対するプロトンポンプ・インヒビターの屯服としての算定は、原則として認められない。

#### 633. 間質性肺炎の傷病名がない多発性筋炎、皮膚筋炎に対するタクロリムス水和物カプセル

間質性肺炎の傷病名がない多発性筋炎、皮膚筋炎に対するタクロリムス水和物（プログラフカプセル等）の算定は、原則として認められない。

#### 【注射】

#### 634. フルオロウラシル【注射薬】（尿道癌等）

次の傷病名に対するフルオロウラシル【注射薬】（5-FU注等）の算定は、原則として認められない。

(1) 尿道癌, (2) 腎盂癌

#### 【処置】

#### 635. 創傷処置（挫創）

挫創に対するJ000創傷処置「1」100cm<sup>2</sup>未満の算定は、原則として認められる。

#### 636. 創傷処置（痔瘻、痔核）

- ① 手術を要しない痔瘻に対するJ000創傷処置の算定は、原則として認められる。
- ② 手術を要しない痔核に対するJ000創傷処置の算定は、原則として認められない。

#### 637. いぼ等冷凍凝固法（伝染性軟属腫）

伝染性軟属腫に対するJ056いぼ等冷凍凝固法の算定は、原則として認められない。

#### 638. 鼻処置（副鼻腔炎等）

① 副鼻腔炎（急性・慢性）に対するJ097鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む）の算定は、原則として認められる。

② 次の傷病名に対するJ097鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む）の算定は、原則として認められない。

(1) 急性咽頭炎, (2) 咽頭炎, (3) 急性上気道炎（6歳以上の患者）, (4) 慢性上気道炎

#### 【手術】

#### 639. 前腕における同日のK044骨折非観血的整復術とK046骨折観血的手術の併算定

前腕における同日のK044骨折非観血的整復術とK046骨折観血的手術の併算定は、原則として認められない。

#### 640. 内視鏡的膀胱ステント留置術時の胆道ステントセット

K708-3内視鏡的膀胱ステント留置術時の胆道ステントセットの算定は、原則として認められない。

#### 【病理診断】

#### 641. 細胞診（婦人科材料等によるもの）（子宮頸管炎）

子宮頸管炎に対するN004細胞診「1」婦人科材料等によるものの算定は、原則として認められない。

#### 642. 細胞診（婦人科材料等によるもの）の算定回数

子宮頸部と子宮腔部に対するN004細胞診「1」婦人科材料等によるものの2回の算定は、原則として認められない。